

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年8月31日 19時00分ごろ
発生場所	愛知県西尾市 ^{いっしき} 一色港南西方沖 一色港西防波堤灯台から真方位219° 1.4海里付近 (概位 北緯34° 46.2′ 東経136° 59.8′)
事故の概要	漁船 ^{えいしやう} 栄勝丸は、漁船 ^{とくえい} 勅栄丸のプロペラ翼に絡んだ流し網の除去作業を行う際、船長が両船の間に挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和元年9月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勅栄丸、4.6トン AC3-37397（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 栄勝丸、2.4トン AC3-46032（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：18時22分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、さわら流し網漁の操業をしていた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、あなごかご漁の操業中、A船の流し網がB船のプロペラ翼に絡んだ。 A船は、B船のプロペラ翼に絡んだ流し網を取り除く作業（以下「本件除去作業」という。）を支援する目的でB船に接近した後、B船至近において漂泊を始めたところ、北北西からの風波でB船に寄せられた。 船長Bは、漂泊しながら船尾部で舷縁に身を乗り出して、海中をのぞき込んだ体勢で本件除去作業に夢中になっていたところ、B船に寄せられたA船の左舷船首部舷縁とB船の船尾部舷縁との間に上半身が挟まれ、左肋骨骨折を負った。
分析	A船及びB船は、A船の流し網がB船のプロペラ翼に絡んだ際、A船が本件除去作業を支援する目的でB船に接近したところ、北北西からの風波でA船がB船に寄せられ、また、船長Bが、本件除去作業に

	<p>意識を向け、接近したA船に気付かなかったことから、A船の左舷船首部舷縁とB船の船尾部舷縁との間に上半身を挟まれ、負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船の流し網がB船のプロペラ翼に絡んだ際、A船が本件除去作業を支援する目的でB船に接近したところ、北北西からの風波でA船がB船に寄せられ、また、船長Bが、本件除去作業に意識を向け、接近したA船に気付かなかったため、A船の左舷船首部舷縁とB船の船尾部舷縁との間に上半身が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2隻が共同で作業を行う場合、風波の影響で急に近づくことがあるので、作業のみに集中することなく、お互いに声掛けを行い、また、舷縁と舷縁の間に身を置かないこと。